

豊橋市物品調達審査会要綱

(設 置)

第1条 市が行う物品の調達(購入、修繕(施設・設備等の修繕を除く。)、物品製造の請負、賃貸借をいう。以下同じ。)に関する事項を審査するため、豊橋市物品調達審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査事項)

第2条 審査会の審査事項は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格1件1,000万円以上の物品(ただし、豊橋市民病院については予定価格1件4,000万円以上とする。以下同じ。)を調達する場合の一般競争入札の入札参加資格要件に関すること。
- (2) 予定価格1件1,000万円以上の物品を調達する場合の指名競争入札等に参加する者(以下「業者」という。)の選定及び指名に関すること。
- (3) 入札参加資格申請書に基づく業者の登録に関すること。
- (4) 業者の入札参加停止に関すること。
- (5) その他調達上、特に必要と認めること。

(審 査)

第3条 審査は、厳正かつ公正に行い、一般競争入札にあたっては、入札参加資格要件設定の理由を審査し、指名競争入札等の業者の選定にあたっては、業務履行能力、信用度、業務経歴等を総合的に審査し、適正に決めなければならない。

(会議の省略)

第4条 第2条の規定にかかわらず、会長が別に定めるものについては、審査会の審査を省略することができる。

(構 成)

第5条 審査会の構成は、次のとおりとする。

会 長 島村副市長

副会長 稲田副市長

委 員 財務部長、総務部長、会計管理者、財政課長、契約検査課長

(会 議)

第6条 審査会は、必要に応じ開催し、会長が総理する。ただし、会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を代理する。

- 2 審査会は、構成員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 緊急やむを得ないものについては、持ち回り審査により審査会に代えることができる。
- 4 審査会において必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め意見を聴くことができる。

(資 料)

第7条 契約検査課長は、審査会に提案する事項に係る関係資料をとりまとめ、審査会に提出しなければならない。

(庶 務)

第8条 審査会の庶務は、契約検査課において処理する。

2 契約検査課長は、会議の経過を記録しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 審査会関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和43年11月6日から施行する

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月8日から施行し、改正後の豊橋市物品調達審査会要綱は、平成19年4月1日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。